

## オーストラリアの連邦政府及び州政府の気候変動に関する政策動向について

### (1) オーストラリア連邦政府における排出量取引の実施に向けた政策動向

オーストラリア連邦政府は 2007 年 7 月に、Australia's Climate Change Policy という政策を公表した。この政策で、オーストラリア連邦政府は 2011 年までに Cap & Trade 型の温室効果ガスの排出量取引 Australian Emissions Trading System (AETS) を導入する方針を打ち出した。AETS では、オーストラリアにおける温室効果ガス排出量の 70% に対して排出量上限 (Cap) が設けられることになる予定であり<sup>1</sup>、制度対象企業は排出削減量が削減義務量に達しない場合にはその不足分を購入する仕組みとなる。

一方、オーストラリアでは既に自主的な排出量取引 (参加企業に Cap が設定されていない) として Greenhouse Friendly™ Initiative があり<sup>2</sup>、参加している事業者 (企業、大学、病院など約 700 組織) は、このスキームを通じてカーボン・オフセットを実施している。

オーストラリア連邦政府は、2011 年に AETS が導入されるまでの期間において、Greenhouse Friendly™ Initiative 等の自主的な取組を停滞させないために、また温室効果ガスの排出削減に向けた早期の取組が 2011 年以降の AETS で損失 (Disadvantage) にならないよう対策を検討している。そして、2007 年 9 月には、こうした対策に関するアイデアを紹介するディスカッション・ペーパーを内閣府より公表し、アイデアに関する国民からの意見を広く募集している。

このディスカッション・ペーパーに記されている概要は以下の通りである<sup>3</sup>。

- 政府は 2007 年内にも排出量取引制度の導入に向けた法制度を整備する。
- 温室効果ガスの削減目標値の設定は、2008 年以降に設定する (企業活動を損なわない範囲で設定する予定であり、現状では未定である)。
- 2009 年には企業の温暖化ガス削減状況を監視する独立機関を設置する予定である。
- 2011 年までの準備期間における温室効果ガス排出削減を実施するインセンティブとして、Cap が設けられる組織を対象に早期削減クレジット (ディスカッション・ペーパーでは Early Action Credit と表記) というクレジットを創設し、2011 年以降に設定される Cap に対して削減量として使用できること等を検討する。
- 自主的な取組によるカーボン・オフセットを目的とした VER 市場は、2011 年以降も存続する。
- カーボン・オフセットを目的としたオフセット・クレジット (ディスカッション・ペーパーでは Offset Credit と表記) は、排出権取引においても取引可能なものとする。また、Cap を設けられなかった企業及び個人が購入することも可能とする。
- オフセット・クレジットは、AETS において Cap が設定された企業の排出削減量からは発生しない。オフセット・クレジットは、あくまで排出権取引とは別の枠組が

<sup>1</sup> Australia's Climate Change Policy ( [http://www.pmc.gov.au/publications/climate\\_policy/docs/climate\\_policy\\_2007.pdf](http://www.pmc.gov.au/publications/climate_policy/docs/climate_policy_2007.pdf) )

<sup>2</sup> Greenhouse Challenge Plus という Australian Greenhouse Office (AGO) が実施している活動の一部

<sup>3</sup> Abatement incentives Prior To The Commencement Of The Australian Emissions Trading Scheme ( [http://www.pmc.gov.au/climate\\_change/emissions/docs/early\\_action\\_discussion\\_paper.pdf](http://www.pmc.gov.au/climate_change/emissions/docs/early_action_discussion_paper.pdf) )

ら発行される。

ディスカッション・ペーパーへの意見提出は 12 月までであり、その後に意見の内容が公開される予定である。

## (2) オーストラリアにおける森林吸収源の促進政策(第1回検討会での質問への対応)

### オーストラリアにおける近年の森林政策

オーストラリア連邦政府は、1997年に林業の拡大を目的に Plantation 2020 政策を打ち出した<sup>4</sup>。この結果、オーストラリアにおける人工林面積は 2000 年の 1.4 百万 ha から 2005 年の 1.8 百万 ha と推移し、5 年間で 4 百万 ha の拡大となった。

各州政府においても、この Plantation 2020 に基づき森林面積の拡大、林業の活性化を推進してきた。以下に各州政府の森林に関する政策の概要を示す。

表 1. オーストラリアの各州政府による主な森林吸収源に関する政策

州政府	内容
ニューサウス・ウェールズ州	ニューサウスウェールズ州は Carbon Sequestration Right( CSR ) を 1998 年に世界で初めて取引も可能な一種の財産権として法律(州法)で定めた <sup>5</sup> 。この CSR により森林経営コストを軽減することができ、森林造成へのインセンティブとなっている。
ビクトリア州	ビクトリア州では、林業振興を目的として 2002 年に New State Private Forestry Strategy が発表された。また、州内の森林にはニューサウス・ウェールズ州と同様に CSR が付与されることから、森林経営コストを軽減することができ、森林造成へのインセンティブとなっている <sup>6</sup> 。
クイーンズランド州	クイーンズランド州では、2001年に Carbon Right を定めた。この法律(州法)により、土地の所有者には保有する森林の所有権と炭素権が州政府に登録されるようになった。こうして Carbon Right が明確となり、排出量取引を目的とした植林への投資が活発化した <sup>7</sup> 。

以上のような連邦政府および州政府の森林政策により、オーストラリアでは森林吸収源が財産権として注目されるようになり、近年においては森林からの VER 市場で取引されていると考えられる。

森林プロジェクトから発行される VER の認証は、Australian Greenhouse Office( AGO ) に登録されている第三者認証機関(19 機関)が、AGO により定められたプロジェクト実施ルールに則り認証を担当している。一般に指摘されるように、AGO でも森林プ

<sup>4</sup> Plantation 2020 Web Site ( <http://www.plantations2020.com.au/> )

<sup>5</sup> 参考: TEPCO プレスリリース ( <http://www.tepco.co.jp/cc/press/99070702-j.html> )

<sup>6</sup> 参考: 小林 紀之(地球温暖化と森林ビジネス)

<sup>7</sup> 参考: NEDO 海外レポート ( <http://www.nedo.go.jp/kankobutsu/report/873/873.pdf> )

プロジェクトの持続性を考慮することを求めており、森林プロジェクトからのクレジットには、非持続性に備えて何らかの方法で保険を設けることを推奨している。また、もし森林プロジェクトに持続性が確保されなかった場合は、クレジットは AGO によって取り消されることとなっている。こうした背景から、森林プロジェクトを実施する場合は、複数のプロジェクトをポートフォリオ形式で管理することにより、リスク回避を行う等の対策が実施されている<sup>8</sup>。

#### 森林減少抑制への取組

オーストラリア連邦政府は、森林減少による温室効果ガス排出を抑制するため、200万豪州ドルの予算でアジア・太平洋地域の森林減少を抑制するプログラムを検討している<sup>9</sup>。このプログラムは、リモートセンシングにより森林被覆・森林炭素を推定し、その抑制効果を定量化することを目的としている。

また、オーストラリア連邦政府は世界銀行が設立を提案している森林減少の抑制を目的とした森林炭素パートナーシップ基金（Forest Carbon Partnership Facility：FCPF）基金についても、多額の資金を拠出することを表明している。

以 上

---

<sup>8</sup> Forest Sink Abatement Projects ( <http://www.greenhouse.gov.au/greenhousefriendly/publications/pubs/gf-forestsinks.pdf> )

<sup>9</sup> Global Initiative on Forests and Climate ( <http://www.greenhouse.gov.au/international/forests/index.html> )